

入学金の独自減免制度（修正案）

1 目的

- 令和2年度に開始された政府の「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）により、世帯年収が一定額以下の世帯等は、入学金・授業料の減免（区分に応じて全額、3分の2、3分の1）を受けることができる。
- このうち入学金について、現在、私立大学である東北公益文科大学の入学金は県内者・県外者一律で 270,000 円であり、私立大学の新制度の減免額の上限は 260,000 円であるため、新制度の対象者は、入学金のほとんどが減免の対象となる。（例：世帯年収 270 万円の場合、入学金 270,000 円のうち 260,000 円が減免され、自己負担額 10,000 円。）
- 一方で、公立化後の入学金は、県内者 282,000 円、県外者 564,000 円となるが、公立大学の新制度の減免額の上限が 282,000 円であることから、県外者は、新制度による減免の対象となる場合でも、少なくとも 282,000 円の自己負担が発生することになる。
- このため、経済的な理由で入学を諦めることが無いよう、新制度の減免額の上限額を超える部分についての独自減免を行う。

2 経過

第7回公立大学法人設立準備委員会において、本制度について協議したところ、委員から以下の意見があり、再度検討することとなった。

① 多子世帯を対象とした減免に関する意見

- この制度は、新制度に連携した制度となっているが、収入が多い世帯でも多子世帯であれば減免することになるため、多子世帯であることをもって減免する必要はあるのか。
- 公益大では、兄弟・姉妹で入学した場合の減免制度があったと思うが、そうした制度を引き継ぐことも一案ではないか。

② 減免の対象となる世帯年収の要件に関する意見

- 世帯年収が 380 万円以下であれば減免されるが、それを超える世帯は全く減免されない制度となっており、もう少し段階的に減免の恩恵を受けられる方が、学生や保護者にとって優しい制度になるのではないか。

3 意見を踏まえた修正案の考え方

① 多子世帯を対象とした減免について

経済的な理由で入学を諦めることが無いようにするための制度であることを踏まえ、多子世帯であることだけによる減免は行わず、あくまでも世帯年収を要件として減免を行う。

② 減免の対象となる世帯年収の要件について

既に大学において、新制度の減免の事務を行っているため、新制度と異なる世帯年収の要件で減免を行う場合、大学の事務が煩雑になるとともに、学生にも混乱が生じる恐れがあることから、新制度の同じ世帯年収の要件を用いる。

4 修正案

(1) 対象者

以下の①と②の両方を満たす者

① 県外者

※ 本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する（住民票がある）者に該当しない者

② 新制度による入学会金減免の対象者のうち、以下の支援区分に該当する者

- ・ 第Ⅰ区分（世帯年収約270万円以下）
- ・ 第Ⅱ区分（世帯年収約300万円以下）
- ・ 第Ⅲ区分（世帯年収約380万円以下）

(2) 減免額

新制度における世帯年収を要件とした減免額と同額

新制度の支援区分	入学会金（県外者）(a)	新制度の減免額(b)	新制度の減免後の自己負担額(c)=(a)-(b)	独自減免制度の減免額(d)※(b)と同額	自己負担額(c)-(d)
世帯年収※約270万円以下	564,000円	282,000円	282,000円	282,000円	0円
世帯年収約300万円以下	564,000円	188,000円	376,000円	188,000円	188,000円
世帯年収約380万円以下	564,000円	94,000円	470,000円	94,000円	376,000円

※ 世帯年収は、文部科学省が示す目安の金額

(3) 年間所要額

約 450 万円 (新制度の対象者数の実績から算定)

5 財源

運営費交付金の算定に含める。

以上